

工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ		
土木工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
					N	
	一般競争又は指名競争	15 億円以上 WTO 基準額未満	特殊な場合			A・A
						A
			一般の場合	混合		A・A
						A・B ※1
						A
				単体	A	
		11 億円以上 15 億円未満	混合		A・B	
					B・B	
					A・C ※2	
					A	
		単体	A			
5.5 億円以上 11 億円未満	混合		B・C ※2			
			B			
		単体	B			
5.5 億円未満			C			
舗装工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
				N		
	一般競争又は指名競争	7 億円以上 WTO 基準額未満		混合	A・A	
					A・B	
					A	
		新設工事	3.5 億円以上 7 億円未満		A	
			3.5 億円未満		B	
維持改良工事		7,000 万円以上 7 億円未満		A		
	7,000 万円未満		B			
PC 橋上部 工工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
				N		
	一般競争又は指名競争	10 億円以上 WTO 基準額未満		混合	A・A	
					A	
			単体	A		
2 億円以上 10 億円未満			A			
2 億円未満			B			

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ
鋼橋上部工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
	一般競争又は指名競争	10 億円以上 WTO 基準額未満	混合	A・A
		A		
		単体	A	
	4 億円以上 10 億円未満		A	
	4 億円未満		B	
建築工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	2.5 億円以上 WTO 基準額未満		A	
	2.5 億円未満		B	
電気工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	1.5 億円以上 WTO 基準額未満		A	
	1.5 億円未満		B	
造園工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	5,000 万円以上 WTO 基準額未満		A	
	5,000 万円未満		B	
その他の工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	WTO 基準額未満		単体の競争参加有資格者	

※1 Bは請負代金のうち 11 億円未満

※2 Cは請負代金のうち 5.5 億円未満

- 注1 この表における「WTO 基準額」とは、「政府調達に関する協定」の対象基準額（1500 万 SDR）をいう。
- 注2 発注規模等に記載する「特殊な場合」とは、長大トンネル、特殊工法等を含み、施工上困難を伴うもので、特に施工能力を必要とすると認められる場合をいう。
- 注3 「混合」とは、構成員数の異なる特定建設工事共同企業体同士又は特定建設工事共同企業体と単体とを併せて発注対象とすることをいう。
- 注4 「N」とは、「政府調達に関する協定」の対象となる工事における一般競争入札参加資格者をいう。
- 注5 「A」、「B」及び「C」とは、それぞれ設定させた等級区分をいう。
- 注6 「混合」の区分については、必要に応じ、特定建設工事共同企業体のみ又は単体のみの参加とすることができる。